

千葉県二十歳のつどい運営協議会要綱

(設置)

第1条 本市は、千葉県二十歳のつどい（以下「つどい」という。）の適切で円滑な運営を図るため、千葉県二十歳のつどい運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) つどいの企画及び運営に関して、委員から意見を徴収すること。
- (2) その他、つどいの運営に関し市長が指定する事務。

(委員)

第3条 協議会の委員は、35人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が任命する。

ア 市内に在住し（過去の在住を含む。以下同じ。）、当該年度又はその前年度若しくは次年度のつどいの参加資格を有する者のうち、公募により選出したもの

イ 市内に在住し、つどいの参加資格は有しないが、つどいの趣旨を理解し運営に関して意欲のある高等学校若しくは大学等に在籍しているもの

ウ 前年度のつどいに係る協議会の委員

エ 市内に在住し、当該年度又はその前年度若しくは次年度のつどいの参加資格を有する者のうち、市内の中学校、高等学校、大学等又は社会教育団体から推薦されたもの

オ 千葉県青年協議会会長

3 委員の任期は、前項の規定により任命された日の属する年度に実施されるつどいに係る所掌事務が完了した日をもって満了する。

(報償)

第4条 市長は、委員に対し予算の範囲内において、報償費を支払うものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、千葉県子ども未来局子ども未来部健全育成課長の職にあるものをもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により、成立する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども未来部健全育成課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。